

実務研究

日本税務会計学会
平成28年11月 月次研究会



追中 徳久 (日本橋)

生命保険契約の契約者変更について ～個人の支出金額を中心として～

1. はじめに

生命保険契約には、保険者(＝保険会社)以外に、契約者、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の4者が登場し、被保険者以外は変更可能である。

その内、契約者については、保険約款上、被保険者および保険者の同意を前提に変更が可能とされている。

2. 法人から個人に契約者を変更した場合

(1)従来、一時所得の金額の計算上、保険金額や解約返戻金の額を収入金額とし、控除される支出金額は、法令・通達の文言から、契約者を変更する前の保険料も含めて保険料総額が支出金額とされてきた(同趣旨平成13年12月12日判決、裁判事例集No.62)。

平成13年12月12日判決(裁判事例集No.62)

3. 判断 (前略)

イ)そこで、まず、本件保険料が本件解約返戻金の計算上、所得税法施行令第183条第2項第2号に規定する

を使用者から使用人等が引き継いだとみることもできる。

その経理処理については概ね確定した考え方があるが、法人から個人に契約者を変更した後に、個人が保険金や解約返戻金を受け取った場合の一時所得の計算について、支出金額の考え方を変更したと思われる裁判事例が出たので検討してみたい。

保険料総額に含まれるかどうかについて検討する。

A 一般に、使用者が契約者として保険料を払い込んだ生命保険契約等について、その生命保険契約等の契約者又は保険金受取人の名義を使用人等に変更することは、使用者が使用人等に對し、その保険契約上の契約者又は保険金受取人たる地位、すなわちその権利を付与することにほかならず、この権利は使用者が保険会社に対して保険料を支払ったことによつて成立しているものであるから、権利の付与は、保険料の額

は、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならぬ」とし、「収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提」とした。その上で、会社が負担した保険料の一部(保険料経理部分)は、個人が「その収入を得るために支出した金額」に該当しないと判示した。

これを受け、以下の通達改正が行われた。

所得税基本通達34-4 (平成24年2月10日改正後)

令第183条第2項第2号又は第184条第2項第2号に規定する保険料又は掛金の総額(令第143条第4項又は第184条第3項の規定の適用後のもの)には、以下の保険料又は掛金の額が含まれる。

- (1)その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- (2)当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であつて、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

(2)そして、平成24年1月13日および平成24年1月16日の最高裁判所の判決は「所得税法34条2項にいう『その収入を得るために支出した金額』に該当するために

(3)右記最高裁判決は、契約者変更による事例でなかったため、法人から個人に契約者を変更した後に、個人

が保険金や解約返戻金を受け取った場合に控除できる支出金額はどうなるのか、従来どおり、法人が負担した保険料も含めて支出金額とすることができるとは、はっきりしなかった。

3. 平成27年4月21日判決(裁判事例集No.99)

(1)事案の概要
本件は、複数の法人の代表取締役である審査請求人(以下「請求人」という)が、当該各法人から契約上の地位を譲り受けた各生命保険契約を解約したことにより受領した解約払戻金に係る所得について申告せず、他の所得のみを申告したところ、原処分庁が、当該解約払戻金に係る一時所得の金額が生じるとして、所得税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該各法人が支払った保険料を含む当該各生命保険契約に係る保険料の総額を一時所得の金額の計算上控除すべきであり、そうすると当該解約払戻金に係る一時所得の金額は生じないと主張し、当該更正処分等の全部の取消しを求めた事案である。

そのような中、平成26年から平成27年にかけて、契約者を法人から個人に変更した場合の複数の裁判事例が公表されたので、行政文書の開示請求をして、その内容を検討してみた。

を得た個人の担税力に依りた課税を図る趣旨のものであり、同項が「その収入を得るために支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除するとしたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分を上記個人の担税力を増加させるものではないことを考慮したものと解されるから、ここにおいて「支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものであるといえる金額をいうと解するのが合理的である。また、同項の「その収入を得るために支出した金額」という文言も、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものといふべきである。

4. 評価

この裁判事例を踏まえ、生命保険契約を法人から個人に契約者を変更する場合で、その後一時金を受け取ったときに控除できる個人の支出金額は、個人が法人に支払った解約返戻金の額とその後個人で支払った

第2号についても、以上の理解と整合的に解釈されるべきものであり、同号が一時所得の金額の計算において支出した金額に算入すると定める「保険料」の総額」とは、保険金の支払を受けた者が自ら負担して支出したものと異なる金額をいうと解すべきであつて、同号が、このようにいえない保険料まで上記金額に算入し得る旨を定めたものというのではできない。所得税基本通達34-4(注・平成24年改正前通達)も、以上の解釈を妨げるものではない。以上につき、最高裁判平成24年1月13日第二小法廷判決民集66巻1号1頁以下口当てはめ

本件法人支払保険料は、本件各保険契約に係る契約者である本件各社が、その

5. おわりに

右記結論は、法人から個人へ低い価額で契約者変更が行われたにしても、個人に係る支出金額が、その低い価額である契約変更時の解約返戻金の額と、その後個人が支払った保険料の合計額ならば、結果としては妥当だと思われる。

名義により本件保険会社に対して支払った保険料であり、本件各社においては、その支払保険料の全額が保険料として損金処理されていることが認められることは、上記のとおりであるから、請求人が本件解約払戻金を得るために自ら負担して支出したものはいえず、本件解約払戻金に係る一時所得の金額の計算上、これを控除することはできない。

た保険料の合計額で決着したと思われる。しかし、平成27年4月から1年間で、同趣旨の裁判要旨が本件も含め全国で14件も公表されており、いかにこの取扱に納得いかない納税者が多かったかがうかがわれる。

しかし、法令・通達の条文を読んだだけでは、上記裁判結果が素直に導けない。租税要件明確主義の観点からは、外部拘束力がないうちに、せめて通達をより明確に改正することが望ましい。